



## マイナンバーカード専用

### 夜間休日窓口開設

**新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！**

マイナンバーカードの交付を推進するため、夜間や休日であれば窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

#### 開設日時

8月	14日(日)	8:30~12:00
	17日(水)	17:15~19:15
9月	3日(土)	8:30~12:00
	7日(水)	17:15~19:15
	11日(日)	8:30~12:00
	14日(水)	17:15~19:15

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】 (1) マイナンバーカードの申請・受け取り  
(2) 電子証明書の更新・発行 など  
(3) マイナポイント申込支援 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。  
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話(85)7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。  
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。  
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地)



～裏面もご覧ください～

# 観光客用臨時駐車場のご案内

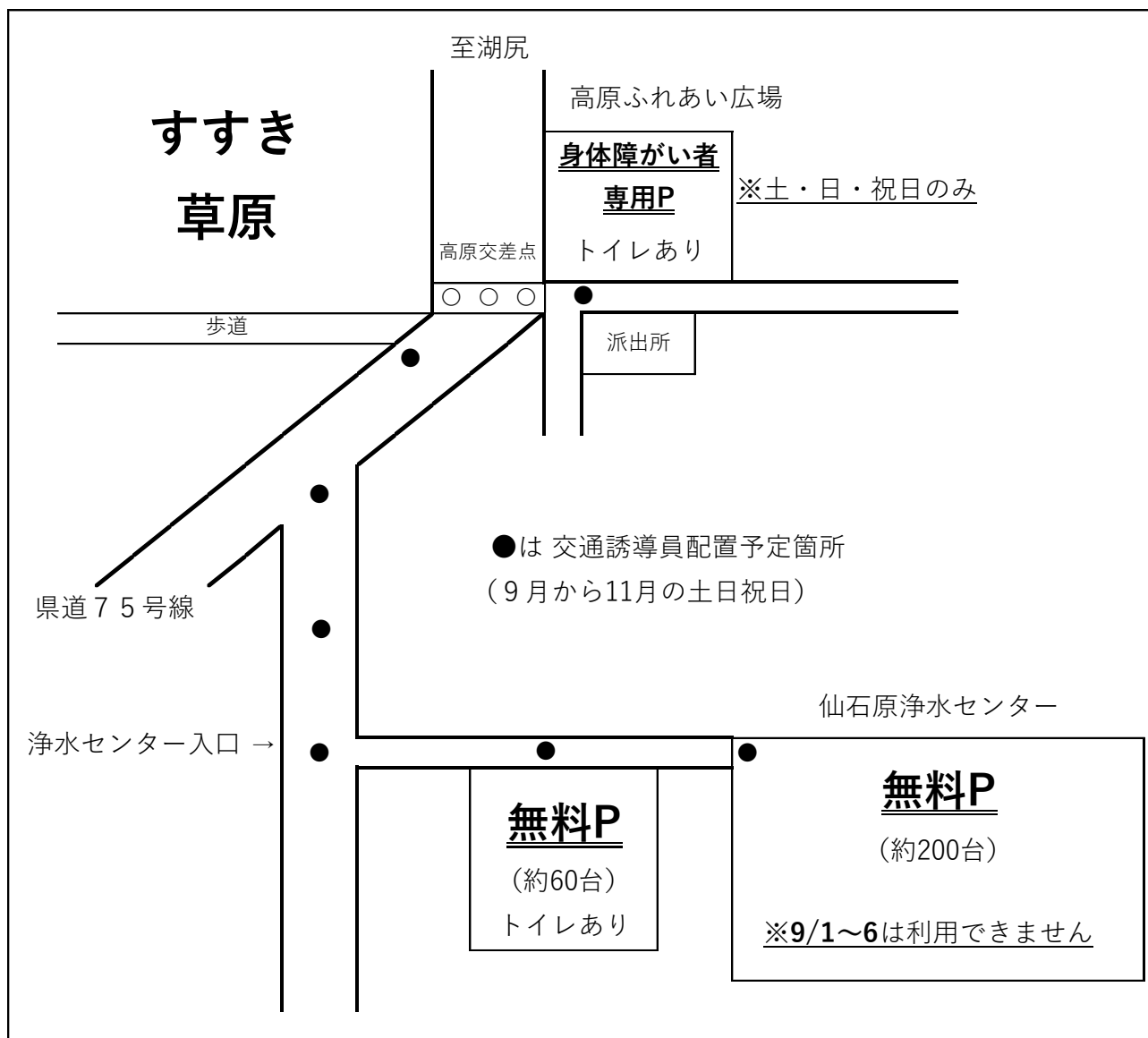
秋の行楽シーズンを迎え、仙石原すすき草原散策のため来訪する観光客用の臨時駐車場を次のとおり設けますので、お知らせします。

【期間】

9月1日（木）～11月30日（水）

【時間】

9時～16時30分



照会先 観光課観光係 電話 (85) 7410

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和4年8月10日発行】

# 箱エールクーポン券（第3弾）の配付および取扱店舗の募集について

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響が長引き、秋から冬にかけて物価高騰の影響が一段と強まり、家計への負担がより厳しさを増すことが見込まれる中で、現在も感染拡大防止に取り組んでいる町民への感謝と、生活を支援するとともに、依然として厳しい状況に置かれている地域経済の回復を図るため、町内登録店舗で利用できるクーポン券を全町民に配付します。併せて、クーポン券の取扱店舗を募集していますので、ご協力いただける事業者の方は、応募をお願いします。

## ●クーポン券配付概要（予定）

【クーポン券の名称】 箱エールクーポン券 2022

【発行者】 箱根町

【配付対象者】 7月31日に住民登録のある方

【配付額】 一人あたり1万円分のクーポン券  
〈500円券の20枚綴（共通券8枚・専用券12枚）〉

- ・**共通券** … 取扱店舗全店で使用可能
- ・**専用券** … 取扱店舗のうち業種が「各種総合小売」と「コンビニエンスストア」以外の店舗で使用可能

## 【配付方法】

世帯主に世帯員分をまとめて10月中に簡易書留により郵送する予定です。全世帯への配付は3週間程度かかりますので、ご了承ください。

郵便配達時に不在で郵便局での保管期間が経過した郵便物については、町民課で保管しますので、その際は、印鑑と本人確認ができるものを持参いただき、受け取ってください。

※ 土曜日および日曜日の受け取りを希望される方は、町民課（☎ 85-7160）に事前に相談してください。

## 【使用期限】

令和5年2月28日（火）

※ クーポン券を受け取りしだい使用できます。使用期限を過ぎた場合、無効となります。

## 【使用可能店舗】

町内の登録店舗（認定ステッカーが貼ってある店舗）でのみクーポン券を使用できます。

クーポン券の配付時に取扱店舗一覧を送付するほか、町ホームページで、最新の取扱店舗の一覧を確認できるようにします。

## 【対象外商品等】

次に掲げる物品および役務の提供については、クーポン券の利用はできません。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料などの公租公課
- (6) その他公序良俗に反するものおよび町長がクーポン券の利用を不相当と認めるもの

## ●クーポン券取扱店舗の募集

前回の同事業の登録事業者に直接依頼するほか、町内に店舗を有する事業所から募集をします。

### 【取扱店舗の条件】

町内に店舗を有する事業者（町内店舗のみの扱い）でクーポン券の利用開始日までに「感染防止対策」を実施していること。

### 【対象外事業者】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・役員等が暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

### 【申込方法】

事業者は、「箱エールクーポン券取扱店舗登録申込書兼同意書」に必要事項を記入のうえ、事務局、町企画課または出張所窓口へ提出してください（郵送可、前回登録事業者のみメールおよびFAX可）。

登録申込書は申込受付窓口で配付するほか、町ホームページの「申請書ダウンロード」から取得することができます。（登録費用はかかりません。）

### 【申込期間および受付時間】

8月8日（月）から8月26日（金）まで

（窓口は土曜日、日曜日および祝日を除く8時30分から17時15分まで）

※ この期間に申込み、登録された事業者は、クーポン券の配付時に同封するクーポン券取扱店舗一覧に掲載されます。

※ 上記期間以降においても登録受付は行いますが、当初配付予定のクーポン券取扱店舗一覧に掲載されませんので、あらかじめご了承ください（ホームページなどで随時更新予定）。

### 【クーポン券の換金手続】

「取り扱ったクーポン券」および「請求書」を町民課または出張所に提出してください。町民課で確認した後、毎月の締切日から20日程度で登録店舗から指定された口座に振り込みます。締切日は、毎月上旬、中旬、月末の日の3回で、土曜日、日曜日および祝日の場合は町で指定する日となります。換金請求期限は、令和5年3月15日（水）までです。

### 【その他】

クーポン券利用町民向けに特別な価格設定やサービス、商品をクーポン券有効期間中に実施していただける場合は、町ホームページで周知しますので、事務局に連絡してください。

### 【問合せおよび申込先】

箱エールクーポン券2022事務局（株式会社トリトーン内）

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-5-14-207

電話 03(5422)6540 FAX 03(5422)6541

e-mail hako-yell2022@tritoninc.co.jp

照会先 企画課特定政策係 電話(85)9560

FAX(85)7577

e-mail kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

# 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウイルス感染症については、現在、第7波の影響により新規感染者が全国的に増加傾向にあり、感染の急拡大が進んでいることから、一人ひとりが「感染しない」「感染させない」といった意識をもっていただき、日頃から実践されている基本的な感染防止対策を徹底し、継続していただくことが重要です。

また、事業者におきましては、各業界や県が策定した「業種別のガイドライン」を踏まえた事業運営をお願いします。

## 感染防止のために必要な基本的な対策

- 密閉・密集・密接の3つの密を避けましょう。  
クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう換気や距離を取るなど工夫しましょう。
  - 手指の消毒やこまめに手を洗いましょう。
  - 発熱などの風邪の症状が見られるときは、外出を控えましょう。
  - 外出する際は、熱中症に注意しながら、適切なマスク（できるだけ不織布マスク）の着用を実施しましょう。
  - 外食では、大人数、長時間の飲食は避け、「マスク飲食（会話する時はマスクをつけて）」を実施しましょう。
- ※ 皆さんの意識や行動が、感染拡大の抑制につながります。一人ひとりが適切な行動を取るようお願いします。

[新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について]

<神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（有料）>

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ゼロコロナゼロ ゼロ コロナ なし 0570-056774 (注意) 先頭の“0”が必要です	
一部のIP電話など上記番号につながらない場合 045-285-0536	
音声案内	
1	■発熱や咳などの症状のある方 ■感染の不安のある方 ■健康・医療に関すること ■診察可能な医療機関のご案内 ■COCOA・濃厚接触者に関する など <b>注意</b> 保健所設置市 横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町 に在住の方は 各市コールセンターにお電話ください
2	■マスク飲食実施店認証制度に関すること
8	■協力金 ■第16・17・18弾に関すること ■第9弾から第18弾までの再度の申請受付に関すること
3	■経営相談に関すること
4	■LINEコロナお知らせシステム ■その他

(注意) 通話料は発信者様のご負担となります。電話をつなぐ前に通話料金の目安のガイダンスが流れます。

[自主療養を選択することができる方]

県では、重症化リスクの低い方が抗原検査キットなどで陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに自ら療養を始められるよう「自主療養」が選択できるシステムを導入しています。

自主療養の詳細は、[こちら](#)

## 自宅療養は簡単3ステップ

- ①自宅療養届出システムにアクセス
- ②Webフォームに必要事項を記入
- ③入力したその日から自主療養を開始

・自主療養中は、LINE等による健康観察を受けられます。体調が悪化した際は、療養開始時にお伝えする連絡先に相談できます。



自主療養の対象者は、6歳～49歳で基礎疾患や肥満傾向がない方です。対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。

なお、妊娠中（または可能性がある）方は医療機関を受診してください

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

## 第3回家族介護教室を開催します。

町内に在住、または在勤の方を対象に、介護に役立つコツや知識をお伝えする教室を開催します。

また、第3回は箱根町地域包括支援センター主催のふらっと相談会と合同で行いますので、皆さんお誘いあわせのうえぜひ参加してください！！

【対象者】 町内在住または在勤の方

【日時】 8月25日（木）14時から40分程度

（ふらっと相談会は14時から16時）

【場所】 山崎集会所 （箱根町湯本132-1）

【内容】

講義：「高齢者のための食べやすい食事について」

箱根リハビリテーション病院 栄養士

【持ち物】 筆記用具

【その他】

新型コロナウイルス感染症対策のため、熱や風邪症状などがある方は参加をお控えください。

また、受付時は検温、手指消毒、マスクの着用などのご協力をお願いします。

照会先 福祉課介護保険係 電話（85）7790

## 介護予防のための「ゆっくりゆったり教室」

最近、「足腰が弱くなった」「つまづきやすくなった」「食事やお茶でむせてしまう」というようなことはありませんか。このような症状は、手足の筋肉や関節、また、お口の周りの筋肉や飲み込む機能が低下してきている状態です。放っておくと日常生活に支障をきたすこともあります。

ゆったり、気負わず楽しく、身体を動かす生活習慣づくりに取り組んでみませんか。

【日 時】12日間

9月	27日(火)
10月	4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火)
11月	1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)
12月	6日(火)・13日(火)

時間：9時30分～11時30分

(ただし9月27日、10月11日、11月1日、12月6日、12月13日は、10時30分まで)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響や荒天により日程が変更になる可能性があります。その際は、参加者に改めてお知らせします。

【場 所】 山崎集会所 2階 集会室 (箱根町湯本 132-1)

【内 容】

日常生活に取り入れられる簡単な体操、レクリエーションなどの実技および口腔の手入れや栄養についての講義。

【対 象】

- ・町内に住所を有する65歳以上の方で、医師に運動を止められていない方。(軽度な運動や自力歩行が可能な方。)
- ・会場まで自力来所が可能な方で、ほとんどの日程の参加が可能な方。

【募集人数】 15人

※ 定員を超えた場合は、抽選になります。

【申込方法】

9月6日(火)まで申し込みを受け付けますので、電話で申し込んでください。

申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790



MY介護の広場

# 英会話教室を開催します！

町国際交流協会では、英会話教室を開催します。秋の中級クラスは、中学3年生～高校1年生程度の文法を使った、日常会話を中心とした内容です。話すことを通じて、英語を楽しく学びましょう！

【日 時】

9月	13、20、27日	毎週火曜日 18時～19時30分 (全10回)
10月	4、11、18、25日	
11月	1、8、15日	

【場 所】 役場分庁舎4階 第7会議室 または 本庁舎4階 第3会議室

【講 師】 ミイナ・ナイアさん

【定 員】 10人(先着順)

【受講料】 5,000円(箱根町国際交流協会会員の方)

7,500円(箱根町国際交流協会会員でない方)

※現在会員でない方も、町国際交流協会に入会していただくと会員価格での受講が可能です。(年会費 2,000円)

【申込方法】 電話で申し込んでください。

申込・照会先 町国際交流協会事務局(観光課内) 電話(85)7410



# 中国語会話教室を開催します！

町国際交流協会では、春の入門クラスに引き続き、中国語会話教室（初級クラス）を開催します。簡単な中国語の会話を楽しめるよう、よく使われる中国語のフレーズを学びます。これを機会に中国語に触れてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

【日 時】

9月	15、22、29日	木曜日 18時～19時30分 (全10回)
10月	6、13、20、27日	
11月	10、17、24日	

【場 所】 役場分庁舎4階 第7会議室 または 本庁舎4階 第3会議室

【講 師】 張園さん

【定 員】 10人（先着順）

【受講料】 5,000円（町国際交流協会会員の方）

7,500円（町国際交流協会会員でない方）

※現在会員でない方も、町国際交流協会に入会していただくと会員価格での受講が可能です。（年会費 2,000円）

【申込方法】 電話で申し込んでください。

申込・照会先 町国際交流協会事務局（観光課内） 電話（85）7410





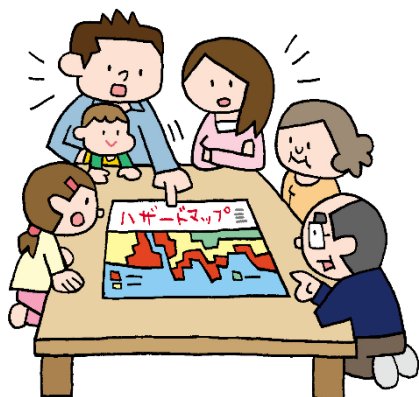
# 災害時の備えできていますか

9月6日（火）に、町は防災関係機関などと連携して大規模な地震が発生した場合を想定した総合防災訓練を仙石原浄水センターで実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一般の方の参加や見学はありませんが、これを機に町民の皆さんにおかれましても、今一度災害時にご自身を守る行動を見直しましょう。

また、各地域では自治会が主体となって地域分散型防災訓練が実施される予定ですので、詳細はお住まいの地域自治会に確認してください。

## ハザードマップで確認 避難場所と避難経路



## 家族の安否 確認方法



## 家具の転倒防止



## 備蓄品の準備

（最低3日分）



照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9562

# 今日から実行！ 家庭での食中毒予防

食中毒の主な原因は細菌やウイルスで、年間を通して発生していますが、細菌が原因となる食中毒は夏場（6月～8月）に多く発生しています。

家庭での食中毒予防は、食品を購入してから調理して食べるまでの過程で、食中毒予防のための3つの原則、細菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」をどのように実践していくかにあります。回覧まちだより7号に引きつづき、ここでは、6つのポイントのうち、「調理」、「食事」、「残った食品」についての具体的な方法を紹介していきます。

## 食中毒予防のための6つのポイント！

①食品の購入 ②家庭での保存 ③下準備 ④調理 ⑤食事 ⑥残った食品

### ④調理

- ・調理を始める前に、もう一度台所を見渡し、下準備で汚れていないか確認しましょう。タオルやふきんが汚れていたら、清潔なものに交換しましょう。手を洗いましょう。
- ・加熱して調理する食品（肉や魚など）は、十分に加熱しましょう。

**中心部の温度が75℃で1分間以上の加熱が目安**

- ・調理を途中でやめるようなときは、そのまま室温に放置せずに、冷蔵庫に入れましょう。再び調理するときは、十分に加熱しましょう。
- ・電子レンジを使う場合は、電子レンジ用の容器などを使い、調理時間に気を付けて、熱の伝わりにくい物は、時々かき混ぜて、均等に熱が伝わるようにしましょう。

### ⑤食事

- ・食卓につく前に、手を洗いましょう。
- ・清潔な食器具を使いましょう。
- ・温かく食べる料理は、常に温かく、冷やして食べる料理は冷たくしておきましょう。温かい料理は65℃以上、冷やして食べる料理は、10℃以下が目安です。
- ・作った料理は、長時間室温に放置しないようにしましょう。



### ⑥残った食品

- ・残った食品を扱う前にも、手を洗いましょう。
- ・残った食品はきれいな食器具や容器を使って保存しましょう。
- ・残った食品は、早く冷えるように浅い容器などに小分けして保存しましょう。
- ・温め直すときも十分に加熱しましょう。目安は75℃以上で、みそ汁やスープは沸騰するまで加熱しましょう。
- ・時間が経ち過ぎたものは思い切って捨てましょう。
- ・少しでも‘あやしい’と思ったら食べずに捨てましょう。



### 【食中毒かな？と思ったら！】

すぐに、かかりつけ医に連絡して相談をしましょう。

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

# 箱根探訪会「国指定名勝 神仙郷見学会」 参加者募集

神仙郷は、昭和 10 年代から 20 年代にかけて、宗教家の岡田茂吉氏によって造営された庭園です。早雲山の山裾の斜面という立地や、堆積した岩石を景観の要素とするなど、強羅地区の自然環境を巧みに取り入れた庭園という点が大きな特徴のひとつで、令和 3 年に町内で初めて国の名勝に指定されました。

今回の探訪会では、名勝に指定された神仙郷を中心に、園内にある箱根美術館や、普段は非公開の旧藤山雷太別荘「神山荘」も、併せて見学します。

この機会に、地域の文化財について理解を深めてみませんか。



新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止する場合があります。

また、開催当日に発熱などの症状のある方や、過去 14 日間以内に濃厚接触あるいはその疑いがある方などは、参加をお断りする場合があります。

当日は検温や手指の消毒、マスク着用などの感染防止対策に協力をお願いします。

【日 時】 9 月 13 日（火）13 時～16 時（受付：12 時 40 分から）

【集合・解散】 箱根美術館切符売場前（現地集合・解散）

※園内は急な斜面が多く、建物内も階段での移動となります。動きやすい服装で参加してください。

【見学先】 神仙郷（強羅 1300）。園内にある箱根美術館や旧藤山雷太別荘「神山荘」も併せて見学します。途中、茶室での休憩をはさみます。

【協 力】 世界救世教

【定 員】 10 人（定員をこえた場合は抽選）

【参加費】 200 円（保険代、資料代）

※入園料、休憩時の抹茶・菓子代および記念品代として 1,800 円が別途必要です。

【申込期限】 8 月 31 日（水）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1 回（はがき 1 枚・メール 1 通）につき 2 人まで、1 人につき 1 回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本 266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 [kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp)

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601

# 町外の文化施設を訪ねる会

## 成田山新勝寺・成田山書道美術館

公益財団法人箱根町文化・スポーツ財団では、次のとおり文化施設を訪ねる会を実施します。この機会に知識を深め、感動を味わってみませんか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を半分にバスは2席に1人で乗車することができます。

【日時】 9月7日(水) 7時20分～18時30分(予定)

【見学施設】 成田山新勝寺(成田市成田1番地)  
成田山書道美術館(成田市成田640)

【日程】

町内各地(箱根 7:20～湯本 8:20)～東名高速～首都高速

～昼食:成田山門前若松本店(11:30-12:30)

～成田山新勝寺(12:40-13:40)～成田山書道美術館(13:50-14:40)

～首都高速～東名高速～町内各地(湯本 17:30～箱根 18:30)

\*各地の出発・到着時間などは申込後、参加者に連絡します。

【対象】 当財団賛助会員および町内在住、在勤者

【定員】 20人(先着順)

【参加費】 5,300円(昼食代を含む。当日徴収。)  
※当財団の賛助会員は、割引があります。

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【申込期間】 賛助会員は 8月19日(金) 9時30分 から  
一般の方は 8月23日(火) 9時30分 から定員に達するまで。

【旅行実施申込先】(株)箱根観光旅館協会 神奈川県知事登録旅行業第3-347号  
電話(85)6777(営業時間9時30分～18時30分)

【利用バス会社】 箱根登山観光バス(株)神奈川県知事登録旅行業第2-820号

【その他】

成田山新勝寺は、940年に寛朝大僧正(かんちょうだいそうじょう)によって開山されました。真言宗智山派の大本山の一つであり、真言宗の開祖である弘法大師が自ら敬刻開眼(けいこくかいげん)したと伝わる不動明王を御本尊におまつりしています。

1992年開館の成田山書道美術館は、古今の日本と中国の書を中心に江戸時代から現代までの名品を数多く観覧できます。

\*新型コロナウイルス感染症対策の状況により実施を取りやめる場合があります。

企画・照会先 (公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

# 工事に伴う交通規制（宮ノ下地内）

宮ノ下地内の排水管改修工事を行います。

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【場所】 宮ノ下地内（町道温37号線）


【期間】 8月下旬～9月下旬

【交通規制】 車両全面通行止め（昼間）夜間開放

※交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 都市整備課道路工務係 電話（85）8600

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

## 譲ります

(7月27日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料
1378	スマートスピーカー	Echo Dot 第3世代	普通	有償
1379	雑誌「ローリングストーン」	2021年8月号(BTS特集)	新品	有償

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2139	打楽器	タンバリン、マラカス、 カスタネット	普通	無料
2140	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。  
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。  
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

